

亀岡市入札・契約事務の改善について

亀岡市入札・契約事務改善及び職員倫理確立等検討委員会から亀岡市長に提言書が提出されました。

この提言を踏まえて、下記のとおり予定価格及び最低制限価格について取り扱うこととします。

◆予定価格事前公表の継続

当分の間、予定価格の事前公表を継続する。

◆最低制限価格制度の活用と事後公表

工事請負契約において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合として、次に掲げる算定基準に基づき、最低制限価格を設定します。

併せて、現在非公表としています最低制限価格について、今後事後公表とします。

【亀岡市工事請負契約に係る最低制限価格の算定基準】

1 予定価格の算出の基礎となった下記の表に掲げる額の合計額

ただしその額が、予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7を乗じて得た額

一般土木工事

①直接工事費	×	0.95			合計額×1.05
②共通仮設費	×	0.90			
③現場管理費	×	0.80	×	α	
④一般管理費	×	0.30			

▼最低制限価格の算定に際し、現場管理費については、現場条件を考慮して算出した補正係数 α を乗じて算定。

- ・補正係数 α は、概ね0.94～1.06程度の間で変動。
- ・補正係数 α の設定に関しては、現場条件等を考慮して各々設定権者の判断による

▼算定された値を参考に最低制限価格を決定

2 特別なものについては、1にかかわらず、契約ごとに10分の7から10分の9の範囲内で設定権者の定める割合を予定価格に乗じて得た額

【亀岡市建設コンサルタント等業務請負契約に係る最低制限価格の算定基準】

- 1 建設コンサルタント等業務の請負契約ごとに10分の6から10分の8まで（地質調査にあっては請負契約ごとに3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で設定権者等の定める割合の算定は、建設コンサルタント等業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった下記の表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の105を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、地質調査以外の請負契約については、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、地質調査の請負契約にあっては、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とするものとする。

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額× α	—
建築関係の建設 コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額× α
土木関係の建設 コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額× α
地質調査業務	直接測量費の額	間接調査費の額 に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額 に10分の7.5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額× α
補償関係コンサル タント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額× α

▼最低制限価格の算定に際し、諸経費、一般管理費等については、補正係数 α を乗じて算定。

- ・補正係数 α は、概ね0.94～1.06程度の間で変動。
- ・補正係数 α の設定に関しては、条件等を考慮して各々設定権者の判断による

▼算定された値を参考に最低制限価格を決定

- 2 上記により算定しがたい場合等については、建設コンサルタント等業務（地質調査を除く）は10分の6から10分の8まで、地質調査は3分の2から10分の8.5までの範囲内で適宜の割合とする。

◆ 上記は、平成24年度に発注する工事及び建設コンサルタント等で、亀岡市契約検査課で入札事務を行うものについて適用する。